

管理会計論 Master Piece #0


原価計算基準

~Contents~

基準前文	原価計算基準の設定について	基準 24	総合原価計算における完成品総合原価と期末仕掛品
基準 1	原価計算の目的	基準 25	工程別総合原価計算
基準 2	原価計算制度	基準 26	加工費工程別総合原価計算
基準 3	原価の本質	基準 27	仕損及び減損の処理
基準 4	原価の諸概念	基準 28	副産物等の処理と評価
基準 5	非原価項目	基準 29	連産品の計算
基準 6	原価計算の一般的基準	基準 30	総合原価計算における直接原価計算
基準 7	実際原価の計算手続	基準 31	個別原価計算
基準 8	製造原価要素の分類基準	基準 32	直接費の賦課
基準 9	材料費計算	基準 33	間接費の配賦
基準 10	費目別計算における原価要素の分類	基準 34	加工費の配賦
基準 11	材料費計算	基準 35	仕損費の計算及び処理
基準 12	労務費計算	基準 36	作業くずの処理
基準 13	経費計算	基準 37	販売費および一般管理費要素の分類基準
基準 14	費目別計算における予定価格等の適用	基準 38	販売費および一般管理費の計算
基準 15	原価の部門別計算	基準 39	技術研究費
基準 16	原価部門の設定	基準 40	標準原価計算の目的
基準 17	部門個別費と部門共通費	基準 41	標準原価の算定
基準 18	部門別計算の手続	基準 42	標準原価の改訂
基準 19	原価の製品別計算および原価単位	基準 43	標準原価の指示
基準 20	製品別計算の形態	基準 44	原価差異の算定及び分析
基準 21	単純総合原価計算	基準 45	実際原価計算制度における原価差異
基準 22	等級別総合原価計算	基準 46	標準原価計算制度における原価差額
基準 23	組別総合原価計算	基準 47	原価差異の会計処理


基準 31 個別原価計算

- [A] 個別原価計算は、種類を異にする製品を個別的に生産(受注生産)する生産形態に適用する。
 個別原価計算にあつては、特定製造指図書(×継続製造指図書)について個別的に直接費および間接費を集計し、製品原価は、これを当該指図書に含まれる製品の生産完了時(×原価計算期末)に算定する。

~ Master Piece~

- 個別原価計算 = 個別生産(受注生産) × 異種製品
- 総合 vs. 個別については**基準 21**参照


- [A] 経営の目的とする製品の生産に際してのみでなく、自家用の建物、機械、工具等の製作又は修繕、試験研究、試作、仕損品の補修、仕損による代品の製作等に際しても、これを特定指図書を発行して行なう場合は、個別原価計算の方法によってその原価を算定する。

~ Master Piece~

- 特定指図書の発行は、個別原価計算の適用を意味する
- 個別原価計算は、以下の4つのケースを想定している
 - ・ 経営の目的とする製品の生産
 - ・ 自家建設の場合の取得原価 = 適正な原価計算基準に従って算定された製造原価 (連続意見書第三第一四 2)
 - ・ 試験研究、試作
 - ・ 仕損品の補修、仕損による代品の製作 (**基準 35**(1)(2))

基準 32 直接費の賦課

- [B] 個別原価計算における直接費は、発生の日又は定期(×臨時)に整理分類して、これを当該指図書に賦課(×配賦)する。
- (1) 直接材料費は、当該指図書に関する実際消費量に、その消費価格を乗じて計算する。消費価格の計算は、基準 11(3)に定めるところによる。自家生産材料の消費価格は、実際原価又は予定価格等をもって計算する。
 - (2) 直接労務費は、当該指図書に関する実際の作業時間又は作業量に、その賃率を乗じて計算する。賃率の計算は、基準 12(1)に定めるところによる。
 - (3) 直接経費は、原則として当該指図書に関する実際発生額をもって計算する。

~ Master Piece~

- 直接費：賦課(**基準 32**) ⇔ 間接費：配賦(**基準 33**(1))

	#100	賦課	#200	合計
直接材料費：@消費価格×実際消費量	@100 円/kg × 1kg	@100 円/kg × 1kg	@100 円/kg × 2kg	@100 円/kg × 3kg
直接労務費：@賃率×実際作業時間	@100 円/h × 1h	@100 円/h × 1h	@100 円/h × 2h	@100 円/h × 3h
直接経費：[原則] 実際 or [容認] 予定	@100 円/個 × 1 個	@100 円/個 × 1 個	@100 円/個 × 2 個	@100 円/個 × 3 個

基準 11(3)より、FIFO or AM or 個別法
基準 13(1)より
基準 12(1)より、[原則] 個別実際賃率 or 部門別実際賃率 & [容認] 部門別予定賃率

基準 33 間接費の配賦

- [A] (1) 個別原価計算における間接費(×直接費)は、原則として部門間接費として各指図書に配賦(×賦課)する。
 (2) 間接費は、原則として予定配賦率(×実際配賦額)をもって各指図書に配賦する。

~ Master Piece~

直接費：賦課(基準 32) ⇔ 間接費：配賦(基準 33)(1)

	#100	#200	合計
製造間接費：[原則] 予定配賦	2h 100 円	3h 150 円	250 円
	↑-----配賦-----↑		

- [B] (3) 部門間接費の予定配賦率は、一定期間における各部門の間接費予定額(固定費も変動費もまとめて)又は各部門の固定間接費予定額および変動間接費予定額を、それぞれ同期間における当該部門の予定配賦基準をもって除して算定する。
 (4) 一定期間における各部門の間接費予定額(固定費も変動費もまとめて)又は各部門の固定間接費予定額および変動間接費予定額は、次のように計算する。
- まず、②間接費を固定費および変動費に分類して、過去におけるそれぞれの原価要素の実績を把握する。この場合、①間接費を固定費と変動費とに分類するためには、間接費要素に関する各費目を調査し、費目によって固定費又は変動費のいずれかに分類する。
 - 次に、③将来における物価の変動予想を考慮して、これに修正を加える。
 - さらに、④固定費(×変動費)は、設備計画その他固定費に影響する計画の変更等を考慮し、④変動費(×固定費)は、製造条件の変更等変動費に影響する条件の変化を考慮して、これを修正する。
 - ⑤変動費は、予定操業度に応ずるように、これを算定する。

~ Master Piece~

予定配賦率は、固定費と変動費をまとめてもよいし、別々でもよい

$$\text{予定配賦率} = \frac{\text{間接費予算額(固定費+変動費)} \text{ or } \text{固定費予算額および変動費予算額}}{\text{NH}}$$

予算額の算定手順は次の通り

- ① 費目ごとに調査し固定費又は変動費に分類
- ② 固定費と変動費の別に過去の実績を把握
- ③ 将来における物価変動を考慮
- ④ 固定費：設備計画を考慮、変動費：製造条件を考慮
- ⑤ 変動費は予定操業度ベースで算定

- [A] (5) 予定配賦率の計算の基礎となる予定操業度は、原則として、一年又は一会計期間において予期される操業度(=期待実際操業度)であり、それは、技術的に達成可能な最大操業度(=実際の生産能力)ではなく、この期間における生産ならびに販売事情を考慮して定めた操業度である。
 操業度は、原則として直接作業時間、機械運転時間、生産数量等間接費の発生と関連ある適当な物量基準(⇔金額基準(ex.直接材料費,直接労務費))によって、これを表示する。
 操業度は、原則としてこれを各部門に区分して測定表示する。

~ Master Piece~

基準操業度は以下の四種類 → このうち原則は期待実際操業度

工場視点	↑	理論的生産能力(最大操業度)	最高の能率で全く操業が中断されない理想的な状態における操業度
	↓	実際の生産能力(実現可能操業度)	実現可能な最大の操業度(理論的生産能力-不可避免的な作業時間)
市場視点	↑	平均操業度(正常操業度)	長期的(3~5年)に平均化した操業度
	↓	期待実際操業度(予定操業度)	次の1年間に予想される操業度 … 基準 33(5)が定める原則

配賦基準と測定区分について整理！

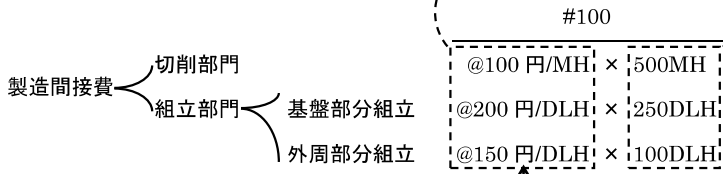
	[原則]	[容認]
配賦基準	物量基準(直接作業時間、機械運転時間、生産量)	金額基準(直接材料費、直接労務費)
測定区分	各部門ごとの NH	会社全体の NH

基準 33(続き) 間接費の配賦

- [B] (6) 部門間接費の各指図書への配賦額は、各製造部門(ex.切削部門、組立部門)又はこれを細分した各小工程又は各作業単位別(ex.基盤部分組立小工程、外周部分組立小工程)に、次のいずれかによって計算する。
1. 間接費予定配賦率(固定費も変動費もまとめて)に、各指図書に関する実際の配賦基準を乗じて計算する。
 2. 固定間接費予定配賦率および変動間接費予定配賦率に、それぞれ各指図書に関する実際の配賦基準を乗じて計算する。

~ Master Piece~

正確な原価計算のためにはできるだけ区分別に、 $\text{② 予定配賦率} \times \text{実際の配賦基準}$

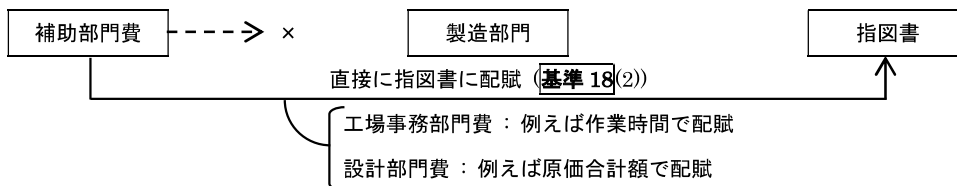


予定配賦率は、固定費と変動費をまとめてもよいし、別々でもよい (基準 33(3)参照)

- [A] (7) 一部の補助部門費を製造部門に配賦しないで、直接に指図書に配賦する場合には、そのおのおのにつき適当な基準を定めてこれを配賦(×合算したうえで一括配賦)する。

~ Master Piece~

基準 18(2)と全く同じ規定の個別原価計算バージョン



基準 34 加工費の配賦

- [A] 個別原価計算において、労働が機械作業と密接に結合して総合的な作業となり、そのため製品に賦課すべき直接労務費と製造間接費とを分離することが困難な場合その他必要ある場合には、加工費(=直接労務費+製造間接費、×直接労務費のみ)について部門別計算(×費目別計算)を行ない、部門加工費を各指図書に配賦することができる(×しなければならない)。

~ Master Piece~

機械の横に人が張り付いて作業しているイメージ (基準 18(1)参照)

- [B] 部門加工費(=直接労務費+製造間接費)の指図書への配賦は、原則として予定配賦率による。予定加工費配賦率の計算は、予定間接費配賦率の計算(基準 33(3)参照)に準ずる。

~ Master Piece~

直接労務費と製造間接費をまとめて加工費とした場合でも、原則、予定配賦で、基準 33(2)と同じ

	#100	#200	合計
加工費：[原則] 予定配賦	2h 100 円	3h 150 円	250 円
	↑ 配賦 ↓		

基準 35 仕損費の計算及び処理

- [A] 個別原価計算において、仕損が発生する場合には、原則として次の手続により仕損費を計算する。
- (1) 仕損が補修によって回復でき、補修のために補修指図書を発行する場合には、補修指図書に集計された製造原価を仕損費とする。
 - (2) 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために新たに製造指図書を発行する場合において、
 1. 旧製造指図書の全部が仕損となったときは、旧製造指図書に集計された製造原価を仕損費とする。
 2. 旧製造指図書の一部が仕損となったときは、新製造指図書に集計された製造原価を仕損費とする。
 この場合において、仕損品が売却価値(仕損品を外部に売却できる場合の売価)又は利用価値(仕損品を材料として再利用できる場合の節約額)を有する場合には、その見積額を控除した額を仕損費とする。

~ Master Piece~

- 補修可能な場合 & 一部仕損：新しく発行した指図書が仕損費 ⇔ 全部仕損：これまでの古い指図書が仕損費

		仕損費の額		
(1) 補修可能		補修指図書に集計された原価		} 評価額の概念なし
(2) 補修不能	1. 全部仕損	旧製造指図書に集計された原価－評価額		
	2. 一部仕損	新製造指図書に集計された原価－評価額		} 評価額の概念あり
(代品製作)				

- 評価額 = 売却価値(仕損品を外部に売却できる場合の売価) or 利用価値(仕損品を材料として再利用できる場合の節約額)

- [A] (3) 仕損の補修又は代品の製作のために別個の指図書を発行しない場合には、仕損の補修等に要する製造原価を見積ってこれを仕損費とする。この場合において、仕損品が売却価値又は利用価値を有する場合には、その見積額を控除した額を仕損費とする。
- 軽微な仕損については、仕損費を計上しないで、単に仕損品の見積売却価額又は見積利用価額を、当該製造指図書に集計された製造原価(×販管費)から控除するにとどめることができる。

~ Master Piece~

- 指図書不発行：仕損費は見積額でも計上 ⇔ 軽微な仕損：仕損費を計上しない

		仕損費の額	
指図書不発行		補修等に要する原価の見積額－評価額	
軽微な仕損		仕損費を計上せず評価額を控除するのみ	

- [A] 仕損費の処理は、次の方法のいずれか(選択適用)による。
- (1) 仕損費の実際発生額又は見積額を、当該指図書に賦課(=直接経費処理)する。
 - (2) 仕損費を間接費(=間接経費処理)とし、これを仕損の発生部門に賦課する。この場合、間接費の予定配賦率の計算において、当該製造部門の予定間接費額中に、仕損費の予定額を算入する。

~ Master Piece~

- 直接経費処理 ←[選択適用]→ 間接経費処理

- 間接経費処理における予定配賦率 = (製造部門の予定間接費額 + 仕損費の予定額) ÷ NH